

# 令和5年度 学校いじめ防止基本の方針

三鷹の森学園 三鷹市立高山小学校

## 1 いじめ防止に向けての基本姿勢

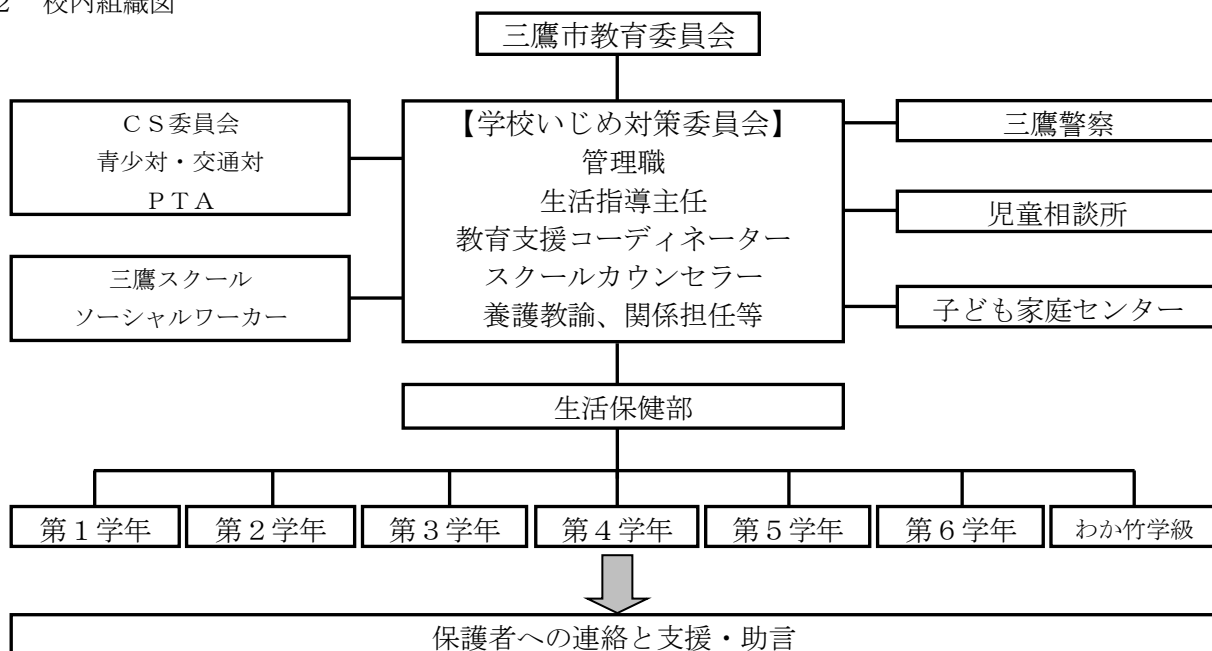
教職員は、以下の法律において（１）～（４）を基本姿勢とし、いじめ防止に努める。

### いじめの定義（いじめ防止対策推進法 第2条）

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- （１） いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、「いじめ」に対する認識を全教職員で共有する。
- （２） いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、すべての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む姿勢を全教職員で共有する。
- （３） 別紙「いじめについての共通理解」を基に、全教職員がいじめを見逃ごさない目と研ぎ澄まされた人権感覚をもつとともに、すべての児童に自らの行いを自己評価できる力を身に付けさせるために、校内教職員の研修を実施する。
- （４） いじめの防止に地域・保護者の協力が不可欠であることを踏まえ、保護者会やコミュニティ・スクール委員会等の場を活用して日常からいじめについての地域・保護者・関係機関の理解を得、連携を図ることに努める。
- （５） 自己肯定感、自己有用感を育むため、三鷹の森学園全体で、9年間を見通した生活指導計画に基づいて一貫した指導をする。

## 2 校内組織図



## 3 未然防止のための取組の推進

- （１） 児童が規律ある態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行うとともに、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係や学校風土を醸成する。

- (2) 全校集会や学級活動などで日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」という認識を学校全体で共有する。
  - (3) 児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うために、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- 〈例〉 ○「いじめ総合対策【第2次・一部改訂】」「東京都道徳教育教材集」「人権教育プログラム」や、道徳副読本等の活用
- 道徳授業地区公開講座の充実
  - 花いっぱい運動・あいさつ運動の推進
- (4) 5年生全児童を対象としたスクールカウンセラーによる全員面談を実施する。
  - (5) インターネット上のいじめ防止のために、セーフティ教室等を通じて児童の情報モラル教育、保護者会等を通じて保護者への啓発を行う。

#### 4 早期発見のための取組の推進

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、教職員が連携して、児童・生徒のささいな変化に気付く力を高めることが重要である。いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することができるよう、早期発見の取組を推進する。

〈例〉 ○日常的な観察

休み時間や放課後の雑談の中などで、児童・生徒の様子に目を配る。また、個人ノートや生活ノート等、教職員と児童・生徒の間で日常行われている日記等を活用し、交友関係や悩みを把握するとともに、児童が担任に相談しやすい環境を作る。

○教育相談

個人面談や家庭訪問などを設定し、保護者からの情報収集に努める。

○相談窓口の周知

スクールカウンセラーや養護教諭等による相談窓口について周知する。また、全ての教職員がいじめ相談の窓口であることを周知する。さらに学校外の電話相談窓口について、カードを配布して周知する。

○定期的なアンケートの実施

学園アンケート、生活実態全般に係る調査やいじめに関するアンケート調査、いじめ発見のチェックシートを使った調査等を実施する。児童が回答しやすい状況を作る。

#### 5 早期対応のための校内組織の設置

- (1) 管理職、生活指導主任、養護教諭、教育支援コーディネーター、スクールカウンセラー等からなる、「学校いじめ対策委員会」を設置し、月1回情報交換を行う。開始時間は教育支援校内委員会の二部の形をとる。必要に応じて当該担任が入ることとする。
- (2) いじめの発見・通報を受けた教員は、一人で抱え込まず、直ちにいじめ防止校内委員会に報告して情報を共有する。
- (3) 学校いじめ対策委員会が中心となり、速やかに関係児童からの聴き取りを行っていじめの事実の有無、細かな状況を確認するなど、いじめを受けた児童、またいじめを知らせてきた児童の安全と安心を確保するため組織的に対応する。
- (4) いじめをした児童には、個に応じたきめ細かい指導、保護者に対する支援・助言を適切に行う。いじめを見ていた児童に対しては、自分の問題として捉える取り組みを充実させる。
- (5) いじめがあった場合に、迅速かつ組織的な対応ができるように、平素から校内組織の在り方や活用の仕方について、全ての教職員で共通理解を図っておく。

- (6) いじめがあった場合、迅速に「学校サポートチーム」の体制を活用し、地域の関係機関と連携を図って早期解決にあたる。
- (7) いじめ問題について協議したり、早期対応としてPTA役員会等に情報提供をして協力を依頼したりするなど、積極的にコミュニティ・スクール委員会やPTA等との連携を図る。
- (8) いじめ問題が解消した後も、学校いじめ対策委員会がいじめを受けた児童の様子を見守り、児童本人や保護者と定期的に面談をして再発を防ぐ。
- (9) いじめがあった場合、双方の当事者や周りの者全員を含む集団の関係が修復し、好ましい集団活動を取戻し、新たな活動に踏み出すことをもっていじめの終息と判断することとし、当該行為が行われなくなった後も、集団が適切な状態に戻るまで継続して組織的な指導を行う。
- (10) 「問題行動等状況記録シート」（三鷹市教育委員会指導課作成のExcelシート）等の様式を用いて、いじめ問題に関する指導記録を保存し、校内で情報を共有するとともに、進級・進学の際に適切に指導を引き継げるようにする。

## 6 重大事態への対処等

- (1) いじめが確認された場合、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの協力を得て解決に取り組むとともに、その再発を防止する措置をとる。
- (2) 被害児童に対しては複数の教員による組織的な見守り体制をとり、教職員間の情報共有の徹底を図るとともに、学校と家庭の間で緊密な連絡を行う。また、状況に応じて保健室登校を行うなど、緊急避難措置を講じる。保護者と連携し、帰宅後の状況も積極的に把握する。
- (3) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携して対応する。その場合小学生という発達段階を考慮し、いじめた側の児童の心理状態に十分配慮する。
- (4) いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなどの重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告し、連携して対応にあたる。教育委員会が行う調査、または教育委員会の附属機関「三鷹市いじめ問題対策協議会」による調査や再調査に協力する。

## 7 保護者への連絡と支援・助言

- (1) いじめが確認された場合は、その日のうちに保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた児童とその保護者に対する支援や、いじめを行った児童・生徒の保護者に対する助言を行う。また、事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する。原則として保護者への連絡はいじめ防止校内委員会の共通理解のもと、担任が行うものとする。
- (2) 家庭との連携のもと、義務教育9年間を通じて児童・生徒が人間関係を構築する力、自分とは異質なものを受け入れる力、欲望や衝動などに対する抑止力などを確実に身に付ける教育を推進する。

## 8 懲戒権の適切な行使

教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、児童に対して懲戒を加える。ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分に留意し、いじめた児童が自らの行為を理解し、健全な人間関係を育むことができるように促す。

〈参考〉 児童・生徒に肉体的苦痛を与えるものでない限り、注意、叱責、居残り、別室指導、起立、宿題、清掃、当番の割当て、文書指導などは通常、懲戒権の範囲内と判断される。  
(平成25年9月20日、文部科学省「第4回いじめ防止基本方針策定協議会」資料による)

## 9 児童・生徒による取組みの推進

いじめの問題の解決に向けて、代表委員会を中心として子供たち自身が主体的に取り組む活動を推進する。

- 〈例〉
- いじめ撲滅宣言書への署名活動
  - いじめ撲滅をテーマとした子ども熟議
  - いじめ防止をテーマとした標語やポスター作り

## 10 学校評価の実施

- (1) 「学校いじめ防止基本方針」（本文書）は、年度当初の保護者会及びコミュニティ・スクール委員会等で周知するとともに、学校ホームページで公開する。
- (2) 「学校いじめ対策委員会」により、「学校いじめ防止基本方針」及び年間計画に基づいた取組の推進状況を管理、点検する。
- (3) 学校評価において、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について自己評価を行うとともに、その結果をコミュニティ・スクール委員会に報告し、適正に学校関係者評価が行われるようにする。
- (4) 点検・評価に基づき「学校いじめ防止基本方針」及び年間計画の見直しを行う。

## 別紙「いじめ」についての共通理解

### 1 以下のことを「いじめ」ととらえて指導します

- (1) 人数に関わらず、相手に対し、その子が肉体的または精神的に傷つく行為を行うもの
- (2) 一方的な暴力を加えるもの
  - ※ 殴るかのように手を振り上げ、頭をかくふりをするなどして、相手がびくっとするのを楽しむなども、精神的に暴力をふるっているのと同じ
- (3) 反撃の機会を与えない形で行われるもの
  - ① ものかくし
  - ② 無視
  - ③ 教科書への落書き
  - ④ ネット上の不適切な書き込み など
- (4) 人権侵害に当たる言葉を特定個人に執拗に投げかけるもの
  - ① 本人の生存・存在を否定する言葉  
いなくなればいい・死ねばいいのに・消えろ・目の前からいなくなればいいのに など
  - ② 本人に生命・身体の危機を感じさせる言葉  
殺すぞ・ぶん殴るぞ・痛い目に合わせるぞ など
  - ③ 本人を蔑視する言葉  
ばか アホ うざい きもい など
  - ④ 本人の本質とは違うものとする言葉  
(女の子に) 男女 (男の子に) おかま おばさん じじい ばばあ ぶた さる 宇宙人など。究極のものは「ばい菌」  
※じじい ばばあは、戦後の日本をここまで発展させてくださったお年よりに対する蔑視用語でもあり、自分のおじいさんやおばさんにも許されないものである。
  - ⑤ 身体的特徴をあげつらう言葉  
ちび でぶ のっぽ がり もじゃもじゃ など。究極のものは「黒ン坊」等の人種差別用語
  - ⑥ 本人の姓名を馬鹿にする言葉  
※姓は先祖代々が大切にしているものであり、名はおうちの人が大切に考えてつけたかけがえのないものだから。

### 2 東京都人権教育プログラム方針

- (1) いじめる子どもに対して、「いじめは人間としてぜったいに許されない」という認識を徹底させる適切な指導を行う。
- (2) いじめられている子どもはぜったいに守り通す。
- (3) 社会全体が「いじめはぜったいに許されない」との認識に立って、学校・家庭・地域社会の連携を推進する。

### 3 「いじめ」に対し、以下の考え方で指導します

- (1) いじめる子＝悪。いじめられる子＝被害者 は間違い。いじめる子も指導し、救ってあげるべき対象。相手の気持ちを考える力が十分育っていない場合、ストレスがたまり、他人にあたっている場合など、いじめる子にはいじめの原因がある。
- (2) いじめられる側に原因がある場合もある。その原因は、本人にはどうにもならないものと、本人及び保護者の努力でどうにかなるものがある。原因を除いてあげることで、いじめられる可能性を低めることができる。
  - ① 本人がどうにもならないもの  
外国人である 背が高い(低い) なまりがある 運動神経が鈍い など

② 本人の長所が原因となるもの

優しい 勉強ができる 容姿がいい 個性的である など

※①②が原因である場合は、学校が保護者と連携を密にし、あくまでいじめられる子を守り、いじめを根絶するまで学級や学年集団に指導を続ける。

③ 本人及び保護者の努力でどうにかなるもの

嘘をつく だらしがなく汚い服を着ている 友達のを嫌がることをする など

※③が原因である場合は、学校が保護者と連携を密にし、あくまでいじめられる子を守り、学級や学年集団に指導を続ける一方で、本人から原因をとりぞくための指導を続ける。

※どの原因であっても、いじめは絶対にしてはいけない、ということを子どもたちに分からせなければいけない。日常の指導でいじめられる子に原因はないとすると、子どもたちは「いじめられる子は、何の原因もないのにいじめられてかわいそうな子。あいつは〇〇という原因があるからやるのだ。だからこれはいじめではない。」と考える。